



三重県公報

令和8年8月28日 (金)

第 749 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号) (題 名) (担当) (頁)

公 安 委 規 則

5 三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (公 安 委 員 会) 3

告 示

- 533 生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定 (地 域 福 祉 課) 5
- 534 生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出 (同) 5
- 535 生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出 (同) 6
- 536 生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出 (同) 6
- 537 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定 (同) 6
- 538 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出 (同) 6
- 539 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出 (同) 7
- 540 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出 (同) 7
- 541 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 (障 が い 福 祉 課) 7
- 542 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出 (同) 8
- 543 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 8
- 544 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出 (同) 9
- 545 家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付 (畜 産 課) 9
- 546 保安林の指定施業要件の変更に係る通知 (治 山 林 道 課) 9
- 547 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 (道 路 管 理 課) 10
- 548 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 11

公 告

- 農用地利用集積等促進計画の認可 (担 い 手 支 援 課) 11
- 同件 (同) 11
- 農用地利用集積等促進計画の認可の取消 (同) 12
- 土地改良事業計画の変更認可 (農 地 調 整 課) 12
- 同件 (同) 12
- 公共測量を実施する旨の通知 (公 共 用 地 課) 12
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出 (都 市 政 策 課) 12

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨

(デジタル改革推進 13
課)

同件

(同) 13

同件

(警 察 本 部) 13

同件

(同) 14

同件

(同) 14

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年八月二十八日

三重県公安委員会委員長 村田典子

三重県公安委員会規則第五号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																							
（交通規制の対象から除く車両等） 第六条 法第四条第二項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。 一 道路標識等による交通規制（<u>最高速度の規制については、令第十一条及び令第二十七条で定める最高速度を超えないものに限る。</u>）の対象から除く車両 ア・イ（略） 二（略） 三 最高速度の規制（<u>令第十一条及び令第二十七条で定める最高速度を超えないものに限る。</u>）の対象から除く車両 ア・イ（略） 四（略） 2 ～ 10（略） 別表第三（第十三条の二関係） <table><tr><th>区分</th><th>路線名</th><th>区間</th></tr><tr><td>一 ～ 五十</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>五一</td><td>県道四日市員弁線</td><td>三重県いなべ市大安町高柳字馬置一八九〇番地先から三重県いなべ市員弁町大泉新田字矢田一五二二番地先まで</td></tr><tr><td>五二 ～ 一九四</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>一九五</td><td>（略）</td><td>三重県鈴鹿市国府町字二本松五七三二番一二から三重県鈴鹿市国府町字石丸七七七三番六まで</td></tr><tr><td>一九六 ～ 二二五</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>二二六</td><td>市道庄野</td><td>三重県鈴鹿市庄野羽山三丁目三二</td></tr></table>	区分	路線名	区間	一 ～ 五十	（略）	（略）	五一	県道四日市員弁線	三重県いなべ市大安町高柳字馬置一八九〇番地先から三重県いなべ市員弁町大泉新田字矢田一五二二番地先まで	五二 ～ 一九四	（略）	（略）	一九五	（略）	三重県鈴鹿市国府町字二本松五七三二番一二から三重県鈴鹿市国府町字石丸七七七三番六まで	一九六 ～ 二二五	（略）	（略）	二二六	市道庄野	三重県鈴鹿市庄野羽山三丁目三二	（交通規制の対象から除く車両等） 第六条 法第四条第二項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。 一 道路標識等による交通規制の対象から除く車両 ア・イ（略） 二（略） 三 最高速度の規制の対象から除く車両 ア・イ（略） 四（略） 2 ～ 10（略） 別表第三（第十三条の二関係） <table><tr><th>区分</th><th>路線名</th><th>区間</th></tr><tr><td>一 ～ 五十</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>五一 ～ 一九三</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>一九四</td><td>市道鈴鹿中央線</td><td>三重県鈴鹿市神戸三丁目一四九番一九から三重県鈴鹿市肥田町字一ノ関五八六番七まで</td></tr><tr><td>一九五</td><td>（略）</td><td>三重県鈴鹿市国府町字二本松五七三二番一二から三重県鈴鹿市庄野羽山三丁目三二一六番九まで</td></tr><tr><td>一九六 ～ 二二五</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	区分	路線名	区間	一 ～ 五十	（略）	（略）	五一 ～ 一九三	（略）	（略）	一九四	市道鈴鹿中央線	三重県鈴鹿市神戸三丁目一四九番一九から三重県鈴鹿市肥田町字一ノ関五八六番七まで	一九五	（略）	三重県鈴鹿市国府町字二本松五七三二番一二から三重県鈴鹿市庄野羽山三丁目三二一六番九まで	一九六 ～ 二二五	（略）	（略）
区分	路線名	区間																																						
一 ～ 五十	（略）	（略）																																						
五一	県道四日市員弁線	三重県いなべ市大安町高柳字馬置一八九〇番地先から三重県いなべ市員弁町大泉新田字矢田一五二二番地先まで																																						
五二 ～ 一九四	（略）	（略）																																						
一九五	（略）	三重県鈴鹿市国府町字二本松五七三二番一二から三重県鈴鹿市国府町字石丸七七七三番六まで																																						
一九六 ～ 二二五	（略）	（略）																																						
二二六	市道庄野	三重県鈴鹿市庄野羽山三丁目三二																																						
区分	路線名	区間																																						
一 ～ 五十	（略）	（略）																																						
五一 ～ 一九三	（略）	（略）																																						
一九四	市道鈴鹿中央線	三重県鈴鹿市神戸三丁目一四九番一九から三重県鈴鹿市肥田町字一ノ関五八六番七まで																																						
一九五	（略）	三重県鈴鹿市国府町字二本松五七三二番一二から三重県鈴鹿市庄野羽山三丁目三二一六番九まで																																						
一九六 ～ 二二五	（略）	（略）																																						

	二四四	二二七	、	二二七	羽山三丁目一七三 号線	二六番九地内から三重県鈴鹿市国府町字石丸七七五六番二二地内まで
	二四五	市道池山本線	三重県亀山市安坂山町字岩坪一八九番一三三地先から三重県亀山市安坂山町字岩坪一七七八番二二地内まで		(略)	(略)
	二四六	市道弥牟居線	三重県亀山市阿尾町字弥牟居三四一七番六地内から三重県亀山市阿尾町字弥牟居三四〇七番一〇地内まで		(略)	(略)
	二四七	市道布気小野線	三重県亀山市布気町字日原一五五九番一〇地内から三重県亀山市布気町字日原一六〇四番四地内まで		(略)	(略)
	二四八	市道布気山下線	三重県亀山市布気町字日原一五五九番一〇地内から三重県亀山市山下町字大垣内五七一三番地先まで		(略)	(略)
	二四九	市道亀田小川線	三重県亀山市羽若町字西野八六〇番二二地内から三重県亀山市小川町字行合二五番一三番一四地先まで		(略)	(略)
	二五〇	市道亀田川合線	三重県亀山市川合町字長妻一二一七番五〇地内から三重県亀山市亀田町字尾崎七番四地内まで		(略)	(略)
	二五一	市道文化会館線	三重県亀山市東御幸町字嶋田九五番四地内から三重県亀山市東御幸町字穴淵二二八番一四地内まで		(略)	(略)
	二五二	市道道野住山線	三重県亀山市布気町字矢之峰六四八番四地先から三重県亀山市住山町字笹尾五〇五番九地内まで		(略)	(略)
	二五三	市道亀田椿世北町線	三重県亀山市北町一三五二番一〇地内から三重県亀山市椿世町字木下五八三番二二地先まで		(略)	(略)
	二五四	市道椿世道線	三重県亀山市椿世町字金附一二〇七番地内から三重県亀山市椿世町字木下五八三番二二地先まで		(略)	(略)
	二五五	市道井尻五号線	三重県亀山市井尻町字貝蔵一七四九番地内から三重県亀山市和田町字四通田二八六番一四地先まで		(略)	(略)
	二五六	市道山下二四号線	三重県亀山市山下町字歌尾谷九六二番六地内から三重県亀山市山下町字大垣内五五二番三三番四地先まで		(略)	(略)
	二五七	市道天神山下線	三重県亀山市山下町字大垣内五五二番三三番四地先から三重県亀山市山下町字大垣内五七一三番地先まで		(略)	(略)
	二五八	市道板屋向井線	三重県亀山市加太板屋字裏ノ垣内四六四一番一四地内から三重県亀山市加太向井字西出二七八七番五地先まで		(略)	(略)
	二四三	二二六	、	二二六	(略)	(略)

二五九 、 二三七	市道久我 越川線	三重県亀山市関町久我字七良坊五 一七番一地先から三重県亀山市関町 越川字方時一一八番五地先まで	二四四 、 二二一	(略)	(略)
二八八 、 二八九	市道新堂 上友田線	三重県伊賀市新堂字平之谷一六八 八番五地先から三重県伊賀市新堂字 雀カ一六一〇番地先まで	二七二 、 二三六	(略)	(略)
二八〇 、 二八二	市道上友 田新堂線	三重県伊賀市中友田字吉谷一七〇 六番地先から三重県伊賀市中友田字 中佐賀田八六五番三地先まで			
二八〇 、 二八二	(略)	(略)			

附 則
この規則は、令和八年九月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 533 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
特定非営利活動法人よりあい	熊野市五郷町寺谷 1065 番地 4	訪問介護	令和 8 年 4 月 1 日

三重県告示第 534 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問介護ステーション悠ライフ津新町	津市新町二丁目 5 番 31 号	訪問型サービス（独自）	開設者	株式会社 My Nursing	株式会社カインドライブ	令和 8 年 4 月 1 日
在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜四丁目 1 番 41 号	通所型サービス（独自）	所在地	尾鷲市矢浜四丁目 1 番 41 号	尾鷲市矢浜一丁目 15 番 45 号	令和 8 年 7 月 1 日
在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜四丁目 1 番 41 号	通所型サービス（独自／定率）	所在地	尾鷲市矢浜四丁目 1 番 41 号	尾鷲市矢浜一丁目 15 番 45 号	令和 8 年 7 月 1 日
デイサービス つばめ	四日市市川尻町 1659 番 2	通所型サービス（独自）	所在地	四日市市川尻町 1659 番 2	四日市市川島町 7055-1	令和 8 年 7 月 1 日
高見指定居宅介護支援センター	伊勢市岡本 1 丁目 16 番 31 号	居宅介護支援	名称	高見指定居宅介護支援センター	高見指定居宅介護支援センター	令和 8 年 7 月 22 日
高見指定居宅介護支援センター	伊勢市岡本 1 丁目 16 番 31 号	居宅介護支援	所在地	伊勢市岡本 1 丁目 16 番 31 号	伊勢市岡本 1 丁目 18 番 23 号	令和 8 年 7 月 22 日

高見訪問看護ステーション	伊勢市岡本1丁目16番31号	訪問看護	名称	高見訪問看護ステーション	高見訪問看護ステーション	令和8年7月22日
高見訪問看護ステーション	伊勢市岡本1丁目16番31号	介護予防訪問看護	名称	高見訪問看護ステーション	高見訪問看護ステーション	令和8年7月22日
高見訪問看護ステーション	伊勢市岡本1丁目16番31号	訪問看護	所在地	伊勢市岡本1丁目16番31号	伊勢市岡本1丁目18番23号	令和8年7月22日
高見訪問看護ステーション	伊勢市岡本1丁目16番31号	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市岡本1丁目16番31号	伊勢市岡本1丁目18番23号	令和8年7月22日

三重県告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和8年8月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
近鉄スマイル桔梗が丘ケアセンター	名張市桔梗が丘西3番町1街区10番地	介護予防支援	令和8年7月31日
訪問看護ステーションオランジュTSU	津市青葉台2丁目11-2	訪問看護	令和8年7月31日

三重県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和8年8月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
医療法人徳新会 四日市徳新会病院	四日市市久保田二丁目1番2号	訪問リハビリテーション	令和8年7月13日
医療法人徳新会 四日市徳新会病院	四日市市久保田二丁目1番2号	介護予防訪問リハビリテーション	令和8年7月13日

三重県告示第537号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和8年8月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
特定非営利活動法人よりあい	熊野市五郷町寺谷1065番地4	訪問介護	令和8年4月1日

三重県告示第538号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和8年8月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	

訪問介護ステーション悠ライフ津新町	津市新町二丁目5番31号	訪問型サービス(独自)	開設者	株式会社My Nursing	株式会社カインドライブ	令和8年4月1日
在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜四丁目1番41号	通所型サービス(独自)	所在地	尾鷲市矢浜四丁目1番41号	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	令和8年7月1日
在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜四丁目1番41号	通所型サービス(独自/定率)	所在地	尾鷲市矢浜四丁目1番41号	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	令和8年7月1日
デイサービス つばめ	四日市市川尻町1659番2	通所型サービス(独自)	所在地	四日市市川尻町1659番2	四日市市川島町7055-1	令和8年7月1日
高見指定居宅介護支援センター	伊勢市岡本1丁目16番31号	居宅介護支援	名称	高見指定居宅介護支援センター	高見指定居宅介護支援センター	令和8年7月22日
高見指定居宅介護支援センター	伊勢市岡本1丁目16番31号	居宅介護支援	所在地	伊勢市岡本1丁目16番31号	伊勢市岡本1丁目18番23号	令和8年7月22日
高見訪問看護ステーション	伊勢市岡本1丁目16番31号	訪問看護	名称	高見訪問看護ステーション	高見訪問看護ステーション	令和8年7月22日
高見訪問看護ステーション	伊勢市岡本1丁目16番31号	介護予防訪問看護	名称	高見訪問看護ステーション	高見訪問看護ステーション	令和8年7月22日
高見訪問看護ステーション	伊勢市岡本1丁目16番31号	訪問看護	所在地	伊勢市岡本1丁目16番31号	伊勢市岡本1丁目18番23号	令和8年7月22日
高見訪問看護ステーション	伊勢市岡本1丁目16番31号	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市岡本1丁目16番31号	伊勢市岡本1丁目18番23号	令和8年7月22日

三重県告示第539号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和8年8月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
近鉄スマイル桔梗が丘ケアセンター	名張市桔梗が丘西3番町1街区10番地	介護予防支援	令和8年7月31日
訪問看護ステーションオランジュTSU	津市青葉台2丁目11-2	訪問看護	令和8年7月31日

三重県告示第540号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和8年8月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
医療法人徳新会 四日市徳新会病院	四日市市久保田二丁目1番2号	訪問リハビリテーション	令和8年7月13日
医療法人徳新会 四日市徳新会病院	四日市市久保田二丁目1番2号	介護予防訪問リハビリテーション	令和8年7月13日

三重県告示第541号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和8年8月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450100348	A H C グループ株式会社	東京都千代田区岩本町二丁目 11 番 9 号	アプリキッズ桑名野田 2 号館	桑名市野田六丁目 7 番地 10 2 階	放課後等デイサービス	令和 8 年 8 月 1 日
2450300930	株式会社アイステップ	三重県鈴鹿市道伯三丁目 25 番 3 号	すだち飯野	鈴鹿市道伯 4 丁目 6 番 12 号	放課後等デイサービス	令和 8 年 8 月 1 日
2450800483	特定非営利活動法人まみいはんど	三重県伊勢市楠部町 510 番地 93	放課後デイふるさと はれの家	伊勢市宇治浦田 3 丁目 56 番地 1	放課後等デイサービス	令和 8 年 8 月 1 日
2450700642	一般社団法人幸花	三重県松阪市宝塚町 116 番地 14	放課後等デイサービス ウィズ・ユース 松阪駅前田教室	松阪市駅前田町 1002-3	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 8 月 1 日

三重県告示第 542 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃 止 年 月 日
2450501131	株式会社M・Kプランニング	三重県津市高茶屋六丁目 11 番 11 号 カブリア A102 号室	翼	津市高茶屋 6 丁目 11 番 5 号	放課後等デイサービス	令和 8 年 7 月 31 日

三重県告示第 543 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410101451	株式会社グローバルキャスト	愛知県名古屋市中村区平池町四丁目 60 番 12 号	ハートフルキャスト 桑名訪問介護	桑名市和泉 8 丁目 264-3	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 8 月 1 日
2410504027	株式会社うっちゃん	三重県津市高茶屋 5-9-49 南郊シティハイツ 207	訪問介護事業所 うっちゃん	津市高茶屋 5-9-49 南郊シティハイツ 207	居宅介護	令和 8 年 8 月 1 日
2410504035	株式会社ウエストツリー	三重県津市白山町川口 291 番地 3	トータルサポート ツリー	津市白山町川口 291 番地 3	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 8 月 1 日
2410504043	合同会社一番星	三重県津市久居西鷹跡町 558 番地	ヘルパーステーション ましろ	津市久居西鷹跡町 558 番地 藤ヴェレイ II 10A	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 8 月 1 日
2410702415	株式会社アクアメディカル	三重県松阪市川井町 872 番地 6	ヘルパーステーション アクア	松阪市川井町 872-6	居宅介護	令和 8 年 8 月 1 日
2410202986	株式会社ビジョナリー	愛知県名古屋市中村区竹橋町 37 番 3 号	NO I E Y O K K A I C H I	四日市市楠町北五味塚 387-1	短期入所	令和 8 年 8 月 1 日
2410102960	株式会社 R e l i g h t B a s e	三重県四日市市中川原三丁目 5-16	りらい事業所	四日市市中川原三丁目 5-16	就労継続支援 B 型	令和 8 年 8 月 1 日
2410202978	アイダブエイチ株式会社	三重県四日市市赤堀二丁目 3 番 2 号	ONE P E T 四日市	四日市市朝日町 11 丁目 6 番	就労継続支援 B 型	令和 8 年 8 月 1 日
2410302323	株式会社 S O L	三重県鈴鹿市神戸八丁目 28 番 1 号	就労継続支援 B 型 事業所 まるしかくベース	鈴鹿市神戸八丁目 6-16	就労継続支援 B 型	令和 8 年 8 月 1 日

2410302331	株式会社川南 荘ホールディングス	三重県鈴鹿市江島 本町 18 番 30 号	ゆうだいの家	鈴鹿市東江島町 2862-7	就労継続支援 B 型	令和 8 年 8 月 1 日
2420202240	特定非営利活 動法人ヴィ・ク オーレ	三重県四日市市川 島町 5930 番地 212	リッラ・クオーレ	四日市市川島町 5930 番地 138	共同生活援助	令和 8 年 8 月 1 日
2420202257	株式会社ビジ ョナリー	愛知県名古屋市中 村区竹橋町 37 番 3 号	NOIE YOK KA I C H I	四日市市楠町北 五味塚 387-1	共同生活援助	令和 8 年 8 月 1 日

三重県告示第 544 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃 止 年 月 日
2410702217	株式会社けや きメディカル	三重県松阪市川井 町 872 番地 6	ヘルパーステー ション アクア	松 阪 市 川 井 町 872-6	居宅介護	令和 8 年 7 月 31 日
2411300771	株式会社ほっ とライフサー ビス桔梗	三重県名張市桔梗 が丘五番町九街区 1812 番地 11	ヘルパーステー ションほっとライ フサービス	名 張 市 桔 梗 が 丘 五 番 町 九 街 区 1812 番地 10	居宅介護	令和 8 年 6 月 16 日
2410301382	一般社団法人 三重県更生保 護事業者連絡 協議会	三重県鈴鹿市江島 本町 18 番 30 号	ゆうだいの家	鈴 鹿 市 東 江 島 2862-7	就労継続支援 B 型	令和 8 年 7 月 31 日

三重県告示第 545 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書が交付されました。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

「次」は省略し、関係書類（種畜検査名簿）を三重県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 546 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を大台町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 通知することができない者の氏名
大西 品三
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多気郡大台町菅木屋字ケヤキ谷 2 の 9
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

辻 隆

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多気郡大台町滝谷字雲母谷 314、308

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 547 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 365 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市北勢町麻生田字カバ坂 790 番 5 地先から いなべ市大安町高柳字淵田 1784 番地先まで	旧新	9.8～39.0	990.1
	新	7.5～14.1	990.1

第 2

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 260 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町錦字叶越 736 番 5 地先内	旧	9.5～18.7	120.0
	新	22.7～34.5	120.0

第 3

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 南勢磯部線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市磯部町迫間字木津 388 番 1 地先内	旧	7.2～8.2	9.6

	新	8.0～8.2	9.6
--	---	---------	-----

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 御浜紀和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡御浜町大字上野字下山 1333 番 65 地先から 南牟婁郡御浜町大字上野字下山 1333 番 66 地先まで	旧	12.8～24.9	38.5
	新	16.4～31.2	38.5

三重県告示第 548 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 365 号	いなべ市北勢町麻生田字カバ坂 790 番 5 地先から いなべ市大安町高柳字淵田 1784 番地先まで	令和 8 年 8 月 31 日

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
いなべ市	9 筆
津市	4 筆
明和町	52 筆
伊勢市	5 筆
御浜町	2 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 8 年 8 月 28 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
いなべ市	10 筆
鈴鹿市	152 筆
亀山市	42 筆
津市	174 筆
松阪市	410 筆

多気町	1 筆
伊勢市	273 筆
玉城町	9 筆
志摩市	1 筆
南伊勢町	25 筆
伊賀市	27 筆
御浜町	14 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 8 年 8 月 28 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可を、次のとおり取り消しました。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
堀山正明	多気町	農事組合法人丹生営農組合 代表理事 中村豊實	多気町	多気郡多気町丹生廿八反 6450

2 農用地利用集積等促進計画の取消年月日

令和 8 年 8 月 28 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（一志南部用水土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 8 年 8 月 17 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（朝見上土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 8 年 8 月 17 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 8 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

2 作業期間

令和 8 年 8 月 10 日から同月 31 日まで

3 作業地域

伊勢市御薗町高向

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、令和 8 年 6 月 10 日付けで、多度町

小山土地地区画整理事業（西工区）の換地処分を行った旨、多度町小山土地地区画整理事業施行者から届出がありました。

令和8年8月28日

三重県知事 一 見 勝 之

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和8年度個人番号利用事務系ネットワークにおけるセキュリティ対策システム再構築及び運用保守業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和8年7月24日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市羽所町700番地アスト津8階
ミツイワ株式会社マネージドサービス本部東海マネージドサービス部三重営業所
所長 久保田 一平 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 64,100,000 円
契約金額 70,510,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和8年5月22日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県電子申請・届出システム構築及び運用・保守業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和8年8月12日 |
| 4 | 落 札 者 | 大阪府大阪市北区堂島3丁目1番21号
株式会社N T Tデータ関西 代表取締役社長 中島 弘嗣 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 53,280,000 円
契約金額 58,608,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和8年6月16日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月28日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

- | | | |
|---|-------------|-------------------------------------|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 資材搬送車 7台 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和8年7月24日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県四日市市白須賀1丁目14番12号 |

		東海マツダ販売株式会社法人営業部 部長 木原 資啓
5	落札金額	入札価格 37,240,000 円 契約金額 37,240,000 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和8年6月9日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月28日

三 重 県 警 察 本 部 長 谷 井 義 正

1	物品等の名称及び数量	（再掲）小型輸送車（マイクロバス） 6台
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和8年8月6日
4	落札者	三重県津市垂水99番地の1 三重トヨタ自動車株式会社 代表取締役 竹林 憲明
5	落札金額	入札価格 46,166,460 円 契約金額 46,166,460 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和8年6月23日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月28日

三 重 県 警 察 本 部 長 谷 井 義 正

1	物品等の名称及び数量	出動服（ドライ・ストレッチ仕様）上衣 1,181 着 出動服（ドライ・ストレッチ仕様）下衣 1,181 着 略帽（ドライ・ストレッチ仕様） 1,085 個
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和8年8月7日
4	落札者	三重県津市丸之内養正町3番19号 三重ユニフォーム株式会社 代表取締役 中村 海里
5	落札金額	入札価格 45,460,900 円 契約金額 50,006,990 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和8年6月16日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
